

第134号議案

新城市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合

新城市農業委員会の委員の任命に当たって、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等としたいので、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により議会の同意を求める。

平成29年8月29日提出

新城市長 穂 積 亮 次